

# 第三次天童市男女共同参画推進計画 ～てんどうハーモニープラン～

第一次天童市職業生活における女性活躍推進計画  
第一次天童市DV防止基本計画

(平成28年度～平成32年度)

**【素案】**

《H28.2.5現在》

平成28年 月

**天童市**

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 . . . . . 2
- 2 計画期間と名称 . . . . . 3
- 3 計画の性格・枠組み . . . . . 3

## 第2章 これまでの取組と現状

- 1 施策の取組と成果 . . . . . 5
- 2 社会情勢の変化 . . . . . 7
- 3 男女共同参画意識の動向 . . . . . 10
- 4 男女共同参画の課題 . . . . . 17

## 第3章 計画の基本的な方針

- 1 目指す社会 . . . . . 18
- 2 基本理念 . . . . . 18
- 3 基本目標 . . . . . 19
- 4 今後5年間の重点方針 . . . . . 21
- 5 重点方針に基づく指標 . . . . . 22
- 6 施策体系 . . . . . 23

## 第4章 基本目標ごとの施策の方向

### 基本目標1 男女共同参画の意識の高揚と、認め合う社会基盤づくり

- 施策の方向1 男女共同参画に対する意識啓発の推進 . . . 24
- 施策の方向2 性別による固定的な役割分担意識と社会慣行の  
見直し . . . . . 27

### 基本目標2 一人ひとりがいきいきと働き、充実した豊かな生活をおくることができる環境づくり

- 施策の方向3 雇用・就業における男女の均等な機会と待遇の  
確保 . . . . . 29
- 施策の方向4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）  
の推進 . . . . . 32
- 施策の方向5 女性の職業生活における活躍の推進 . . . . 35

### 基本目標3 支え合い安心して生活できる環境づくり

- 施策の方向6 男女の健康づくり支援 . . . . . 38
- 施策の方向7 男女が互いの人権を尊重して、暴力のない社会  
を実現 . . . . . 40
- 施策の方向8 生活上困難を抱えた人が安心して暮らせる環境  
の整備 . . . . . 43

### 基本目標4 男女が共に活躍できる環境づくり

- 施策の方向9 地域における身近な男女共同参画の促進 . . . 47
- 施策の方向10 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 . . 50

## 第5章 計画の推進 . . . . . 52

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

国においては、平成11年に男女共同参画社会基本法が公布・施行され、男女共同参画社会の形成を促進するとしています。男女が社会の対等な構成員として、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会を目指し、国は、平成12年に男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV防止法」という。）」が施行され、平成19年改正により市町村に対して配偶者等からの暴力を防止する対策や救済に関する基本計画の策定が求められました。

その後、平成17年に「男女共同参画基本計画（第2次）」、平成22年に「男女共同参画基本計画（第3次）」、平成27年に「男女共同参画基本計画（第4次）」が策定されました。この間、平成19年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動計画」が策定され、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が示されています。

こうした中、平成27年9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」が施行され、地域経済や地域社会の活性化に向けて、女性の活躍を推進する気運が高まっています。

本市では、平成13年3月に「天童市男女共同参画社会推進計画」（第一次計画）を、平成23年3月には「第二次天童市男女共同参画社会推進計画」（第二次計画）を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して、計画に基づいた様々な施策や事業の推進に取り組んできました。

これまでの取組を通じて、男女の地位の不平等感や性別による固定的な役割分担意識は、少しずつ解消されています。しかしながら、社会全体としては、依然として女性の参画が進んでいない分野があるため、今後も男女共同参画社会実現に向けた積極的な啓発を行っていくことが必要です。

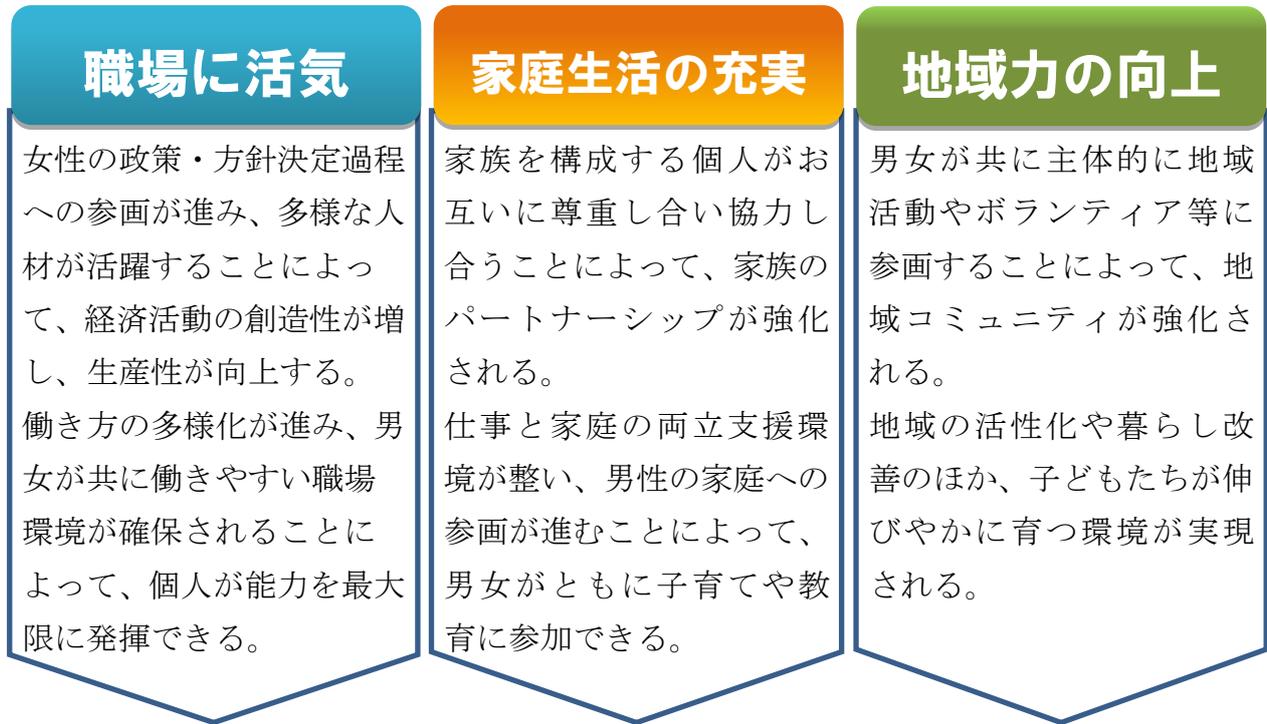
また、少子高齢化といった人口構成の大きな変化やグローバル化による産業競争の激化などにより、経済社会の構造が変化し、非正規労働者の増大を始めとする雇用の不安定化、東日本大震災による災害時の課題の顕在化など、社会情勢は大きく変化しています。さらに、人口減少が進む中、将来にわたり持続可能な地域社会を構築するうえで、男女ともその個性と能力が十分に発揮できる社会の実現が求められています。

以上のような状況を踏まえ、今後も男女共同参画を積極的に推進するため、これまでの計画を継続・発展させ、実効性のあるアクション・プランとなる第三次天童市男女共同参画推進計画（以下、「第三次計画」という。）を策定するものです。

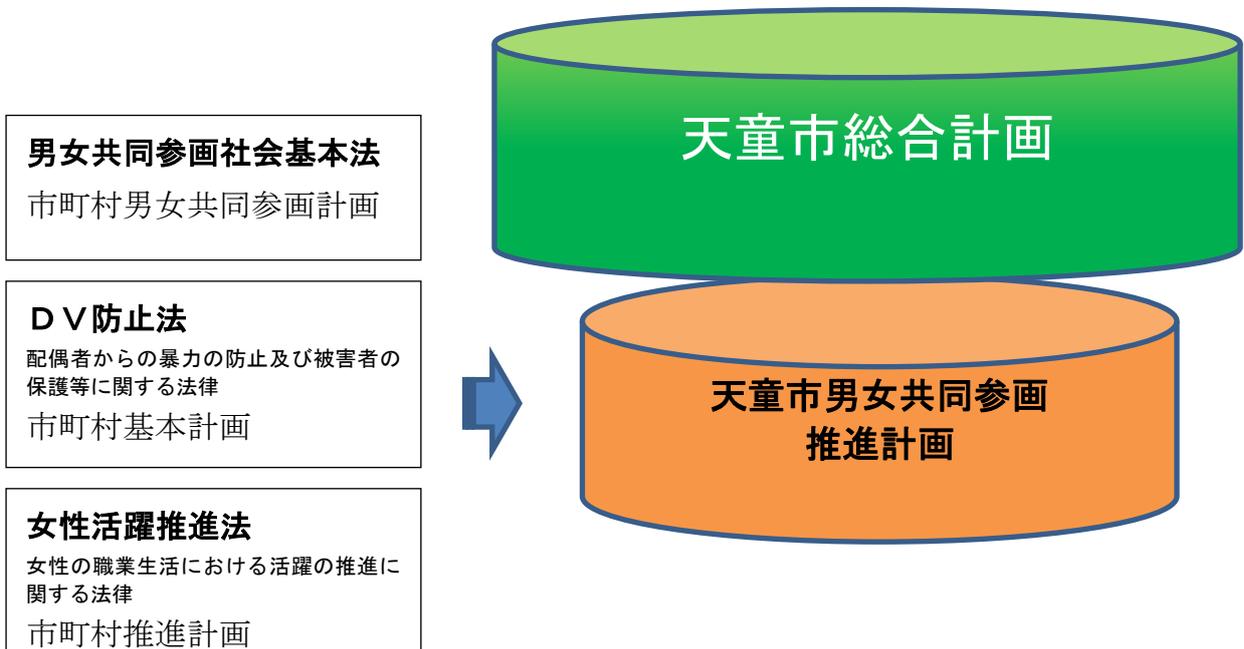


## イ 男女共同参画社会のイメージ図

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会。



## ウ 法的位置づけ



## 第2章 これまでの取組と現状

### 1 施策の取組と成果

#### 基本目標1 男女共同参画社会の意識づくり

・家庭における男女共同参画を推進するため、子どもを持つ家庭を対象にした学習・交流事業や普及・啓発活動を実施しました。市内各小中学校では、道徳教育はもとより、各教科、特別活動など教育活動全体を通じて、人権教育や男女平等教育を計画的に実践しています。

・天童市男女共同参画社会推進委員会と連携しながら、男女共同参画を啓発・推進するイベント（タウンミーティング、市民の集い）を開催し、「標語募集」「機関紙ぽっぷ発行」等の事業を実施して男女共同参画社会の普及に努めました。

#### 基本目標2 いきいきと働くことができる環境づくり

・男女雇用機会均等法の普及啓発に努めるとともに、再就職を希望する人を対象にしたセミナーを開催し、雇用の促進に努めています。

・女性農業者県外派遣研修やレディース・アグリセミナーの開催等を通じて女性農業者の意識啓発を図っています。

・男性を対象にした家事・育児・介護講座等を開催し、男性の意識改革と家事への参加促進を図っています。また、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担えるよう、育児・介護支援対策の事業を実施しています。

・認可保育所の定員の拡大や病後児保育事業の対象者を拡大するなど、保育サービスの充実を図りました。また、芳賀地区に子育て支援の中核的施設である、子育て未来館げんキッズを新たに整備しました。

#### 基本目標3 安心して生活できる環境づくり

・男女間の暴力の根絶についての普及・啓発を図るとともに、関係機関と協力・連携しながら、早期発見と早期対応について取り組んでいます。

・男女が生涯にわたり心身共に健康な生活を送ることができるよう、各種健康支援事業を実施しています。平成23年度からスマート健診を実施しており、さらに、平成24年度から子宮がん検診も同日に受診できるようにし、託児も実施しています。また、平成25年度からレディース検診を開始し、子宮がん及び乳がん検診受診体制の強化を行いました。

・男女の健康づくり支援については、健康診査の受診率の向上を目指すとともに、心身の健康相談の充実を図っています。また、妊娠期から子育て期まで「切れ目のない支援」を行い、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、支援の充実を図っています。

#### 基本目標4 男女とも活躍できる環境づくり

- ・市立公民館等の社会教育・生涯学習事業の中で、団体や組織の役員等に女性を積極的に登用するとともに、リーダーとなる女性の育成に努めています。
- ・防災分野については、応急手当の普及、防火・防災教育、広報活動がますます重要になっていくことから、新たに女性消防隊（定員10人）を編成し、現在6人で女性の特性を活かした活動を実施しています。
- ・第二次天童市男女共同参画社会推進計画では、各種審議会の女性委員の構成比率の目標値を40%に設定していますが、平成26年度末現在は19.6%となっています。

## 2 社会情勢の変化

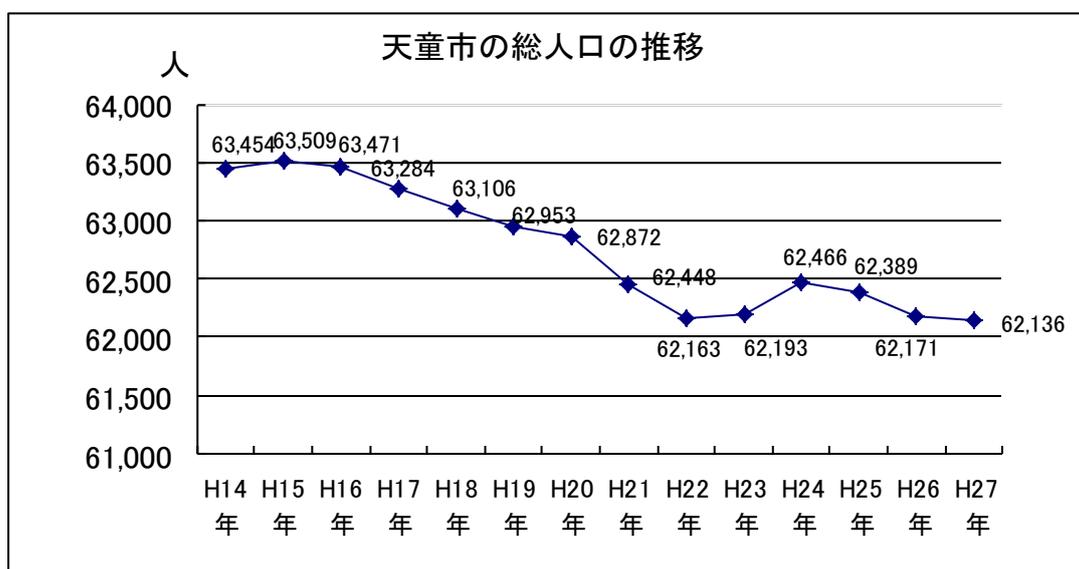
### (1) 少子化の進行と人口減少社会の到来

我が国の総人口は、少子高齢化の急速な進展により、平成20年をピークに人口減少局面に入り、今後も急減すると見込まれています。

本市の人口も、平成15年12月末の人口63,509人をピークに、年々減少しており、特に出生数の減少による人口減少が急激に進んでいます。

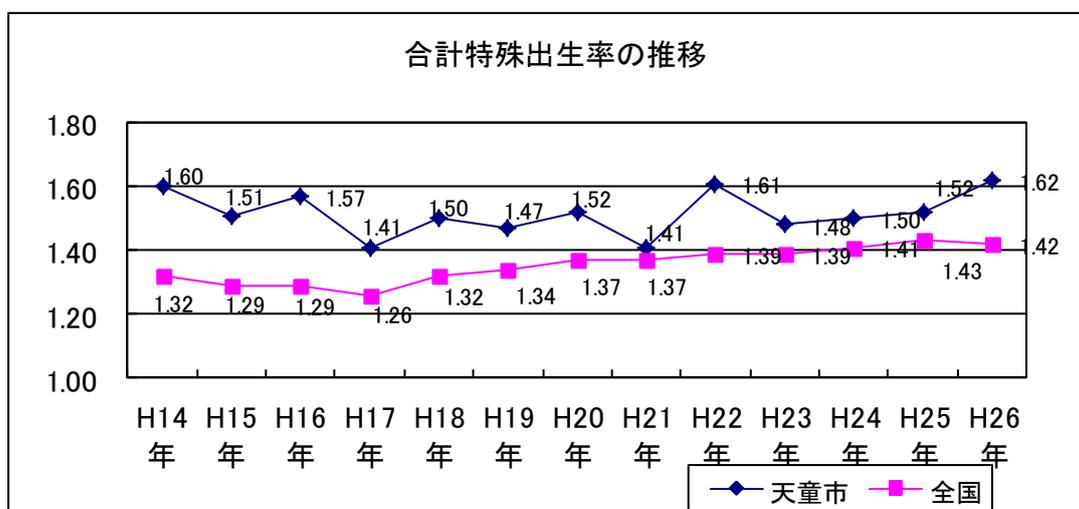
一方、平成27年10月に実施した国勢調査について、総務省統計局から公表された速報値によると、本市の人口は、県の速報値では62,236人で前回の国勢調査（平成22年）よりも微増（22人増）しています。

#### ○ 天童市の総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年12月末）  
平成24年度から外国人を含む。

#### ○ 合計特殊出生率



※合計特殊出生率

資料：村山保健所

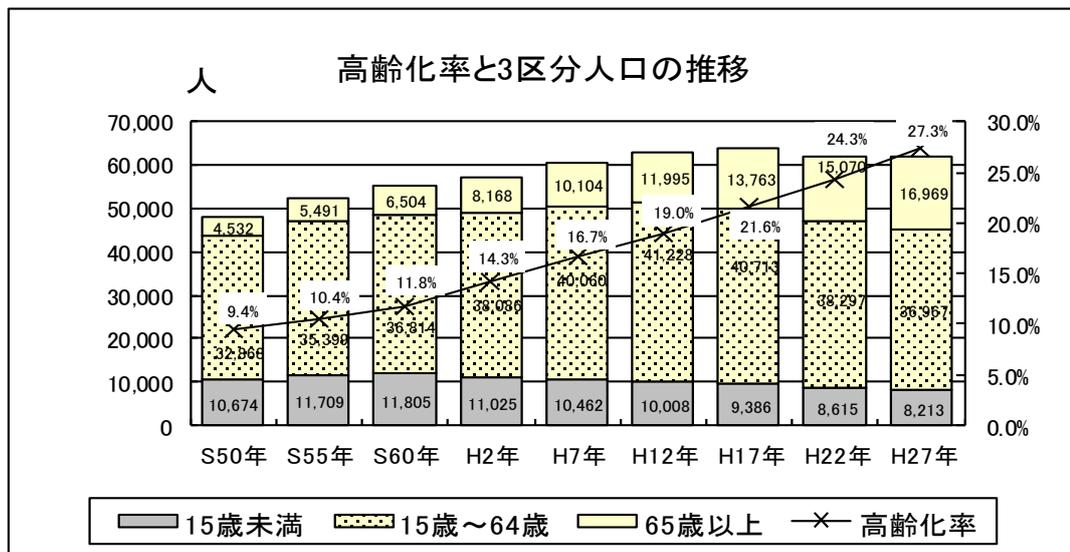
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に生む平均の子どもの数を表す。

## (2) 高齢化の進行と家族形態の変容

日本の高齢化は世界に類を見ない速さで進んでおり、本格的な高齢社会が訪れています。本市の平成27年3月末現在における高齢化率は27.0%まで増加しています。

また、高齢化社会による単身高齢者世帯と高齢夫婦世帯の増加や、未婚化による単身世帯の増加、離婚などによるひとり親家庭の増加など世帯の小規模化が進んでいます。

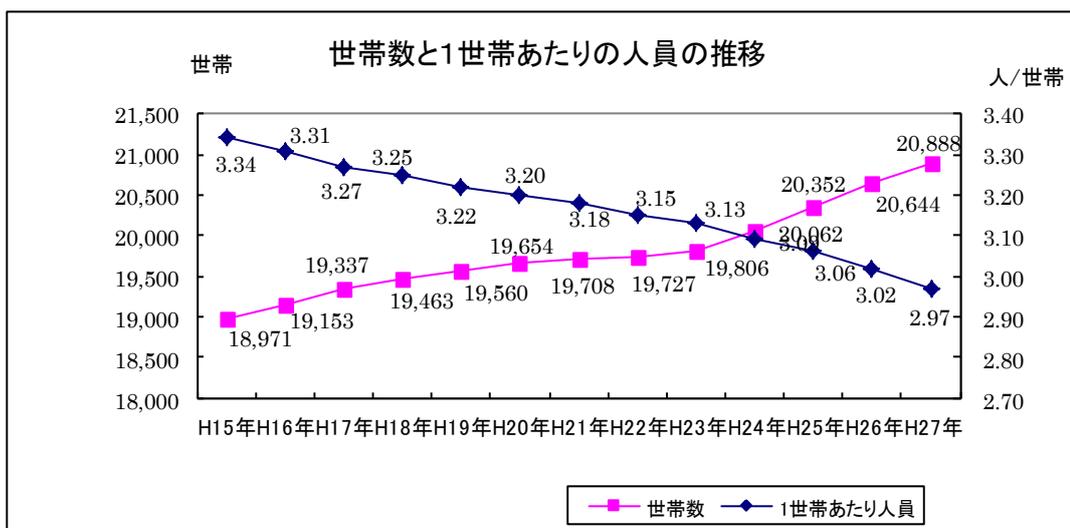
### ○ 減少する年少人口と増加する高齢化率



資料：国勢調査

(H27年は9月末の住民基本台帳による)

### ○ 小規模化する世帯人員



資料：住民基本台帳(各年3月末)

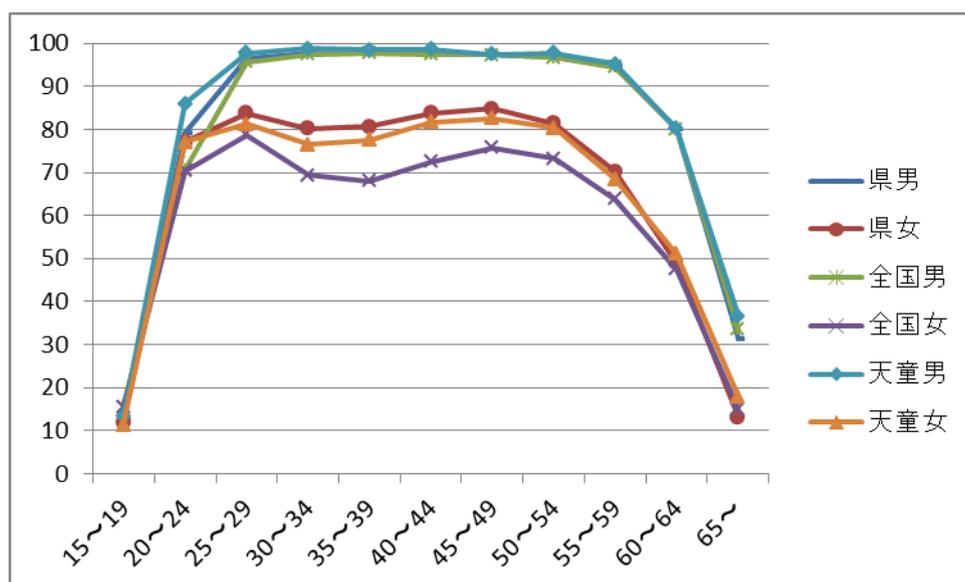
平成24年度から外国人を含む。

### (3) 女性の労働力の現状

労働力率のグラフは、男性が台形型を描くのに対し、女性は子育て期にあたる30代を底とするM字カーブ※を描く傾向にあります。本市では、全国と比較するとその底が非常に浅くなっています。

また、女性の労働力率はすべての年代で高い傾向にあり、育児や介護をしながら働いている女性の割合が高い状態にあると考えられます。

○年齢階級別労働力率



資料：平成22年度国勢調査

※M字カーブ

女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線をいう。

出産・育児期にあたる30歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した40歳代以降に再就職する人が多いことを表している。

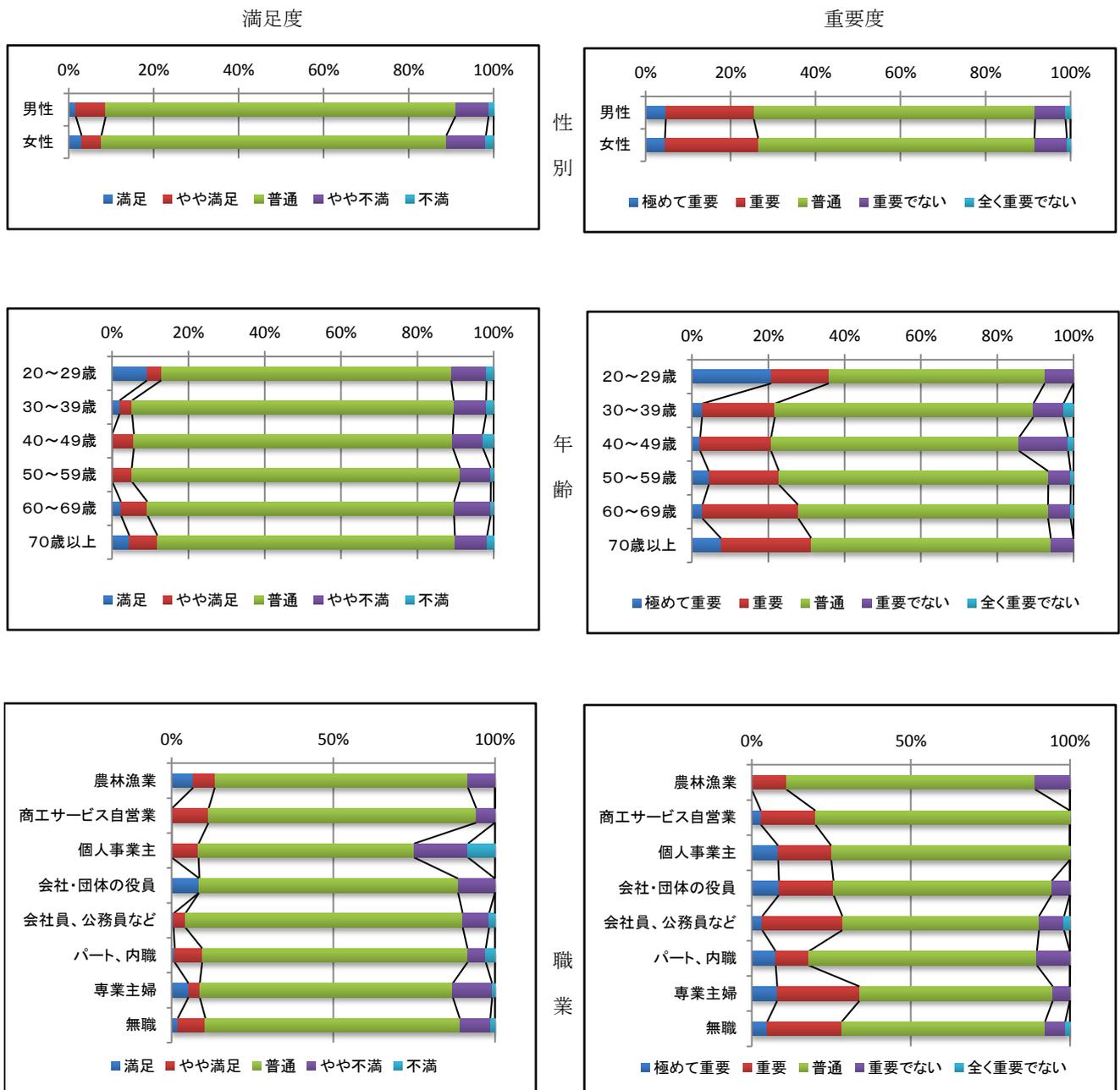
### 3 男女共同参画意識の動向

#### (1) 市民満足度・重要度アンケート調査結果

平成26年5月に行った市の施策についての「市民満足度・重要度アンケート調査」(回収数1,004)において、男女共同参画の推進に関する満足度を聞いたところ、「不満」「やや不満」と答える女性の割合が男性の割合よりも多くなっています。

また、重要度については、20～29歳と60歳以上の年代において、「極めて重要」「重要」と考える人が多くなっています。

#### ○ 男女共同参画社会の推進について

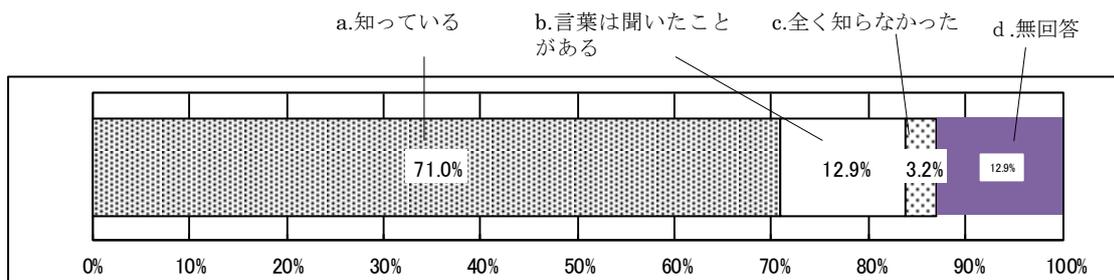


## (2) 天童市男女共同参画アンケート調査結果

平成27年度市民の集い及びタウンミーティングの参加者を対象に、男女共同参画についてのアンケートを実施しました。

### ○ 男女共同参画という言葉を知っていましたか。

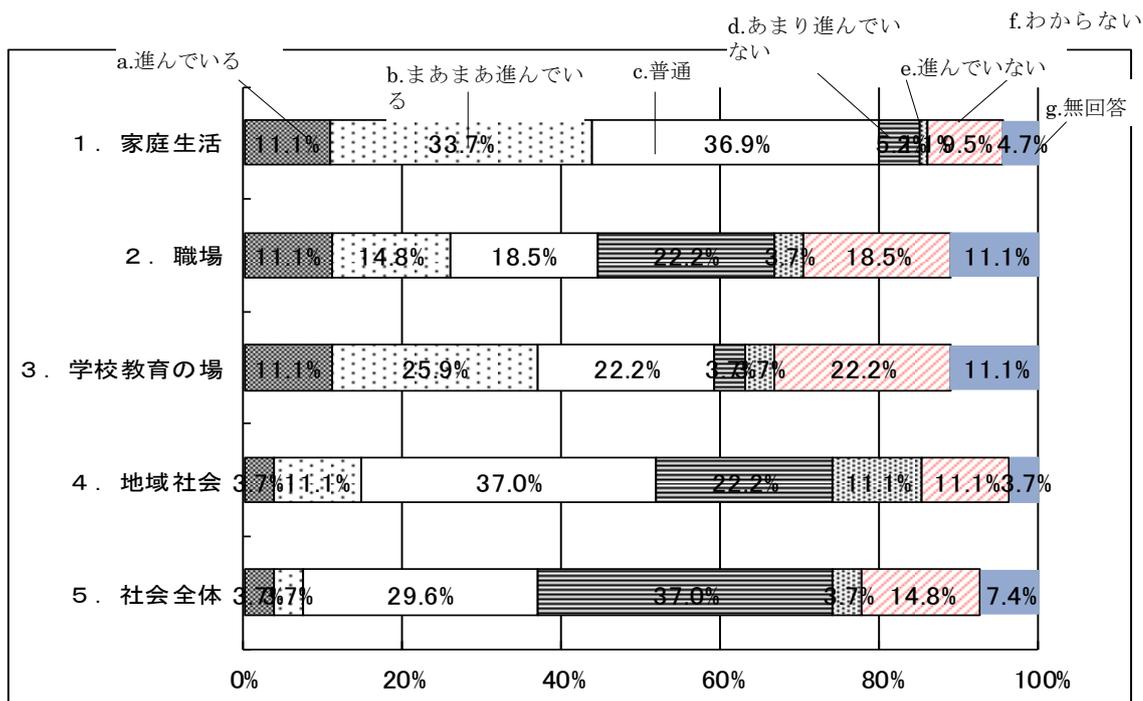
男女共同参画という言葉を知っているか尋ねたところ、「知っている」(71%) 「言葉は聞いたことがある」(12.9%) となっています。



### ○ 社会・生活における男女共同参画の現状についてお聞きします。

以下のような環境で、男女共同参画は進んでいると思うか尋ねたところ、家庭生活や学校教育の場では、「進んでいる」「まあまあ進んでいる」と考える人の割合が高く、職場や地域社会においては、「あまり進んでいない」「進んでいない」と考える人の割合が高くなっています。

社会全体では、「あまり進んでいない」「進んでいない」と考える人の割合が4割を超えています。

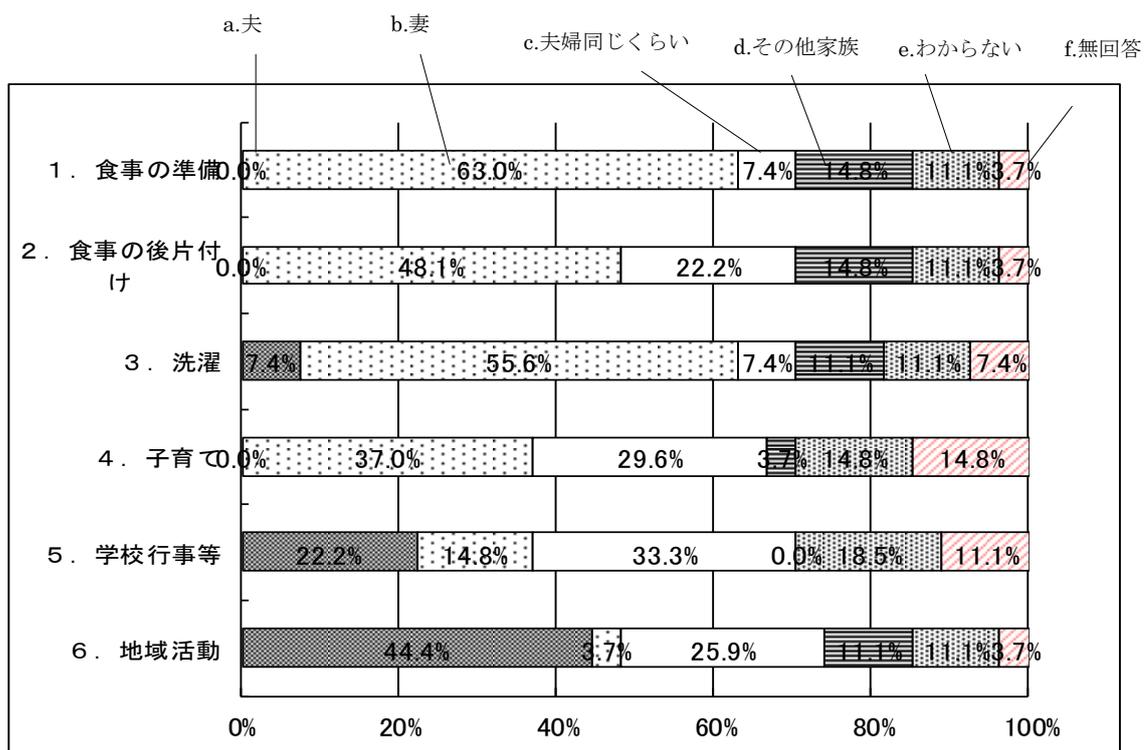


○ 家庭における役割分担について

あなたの家庭において以下の役割は主に誰が担っているか尋ねたところ、家庭における役割分担については、「食事の準備」「洗濯」については、主に妻が担当していると答える人の割合が高くなっています。

「子育て」「学校行事等」については、夫婦同じくらいと答える人が、3割になっています。

また、「地域活動」については、妻の参加率が3.7%と低くなっています。



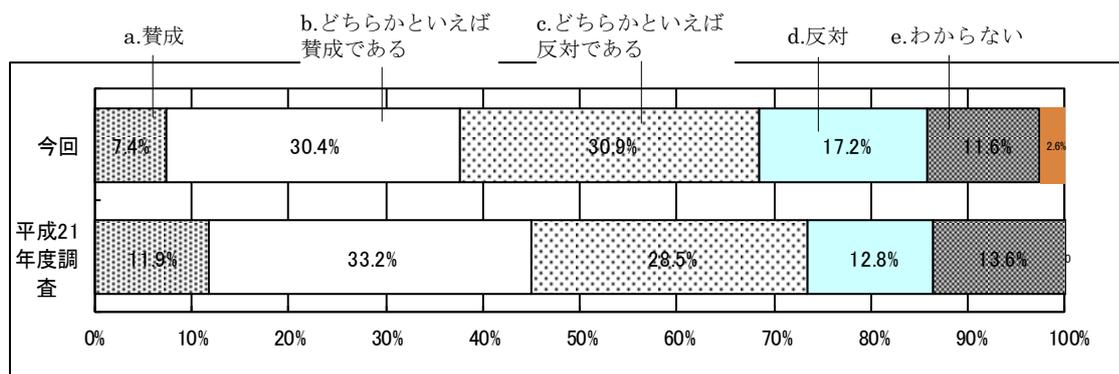
### (3) ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画に関する県民意識調査

これまで、国をはじめ県や市町村でも男女平等や男女共同参画の理念を普及啓発してきましたが、男女の地位の不平等感や、性別による役割分担意識がまだ残っている状況です。

調査期間：平成26年8月～9月  
 調査地域：山形県全域  
 調査対象：20歳以上の男女2,000人  
 調査方法：郵送による調査・ウェブ調査

#### ア 固定的な役割分担意識

「夫は働き、妻は家庭を守る」という考え方についてどう思うかを尋ねたところ、「賛成である」と「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成』(37.8%)が、「反対である」と「どちらかといえば反対」を合わせた『反対』(45.1%)を下回り、前回・前々回調査と比較すると、初めて『反対』が『賛成』よりも多くなっています

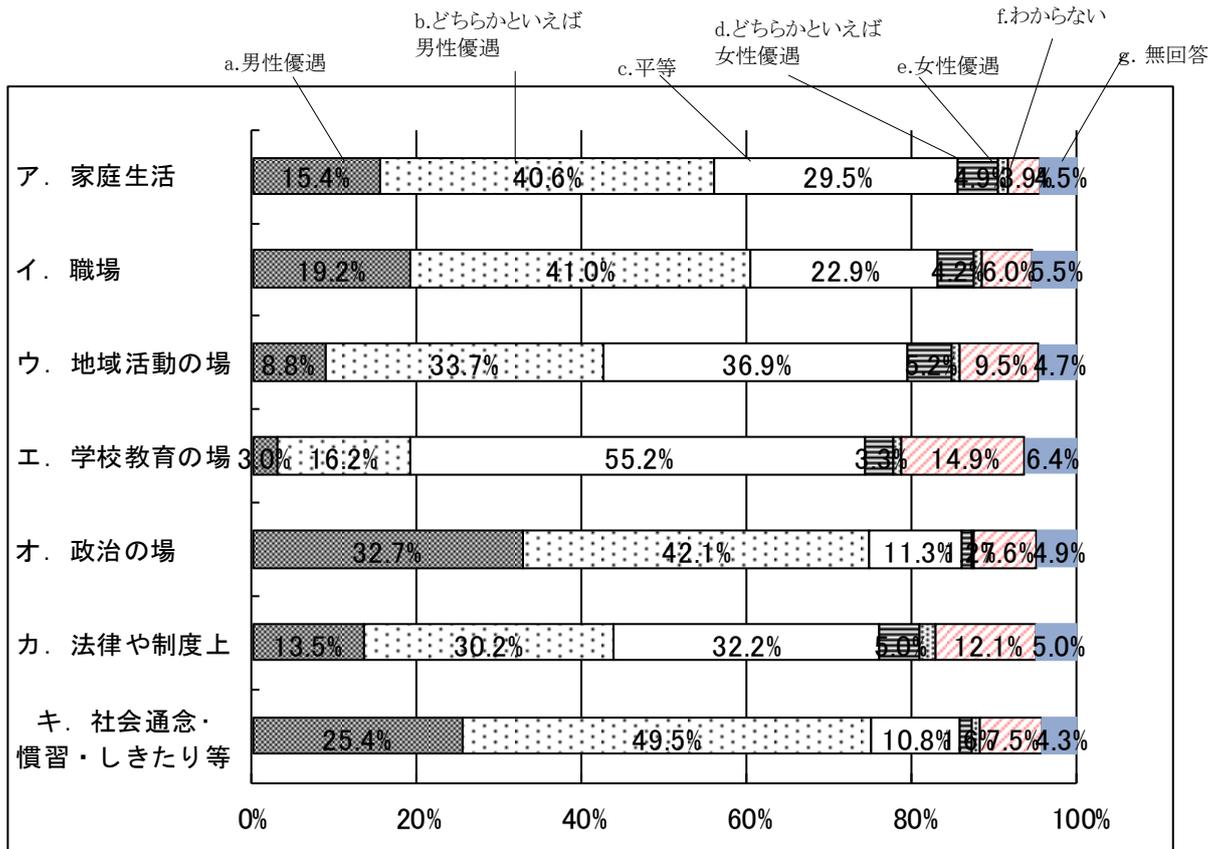


※固定的な役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける意識。代表的な例としては「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等の考え方。

#### イ 男女の地位の平等意識

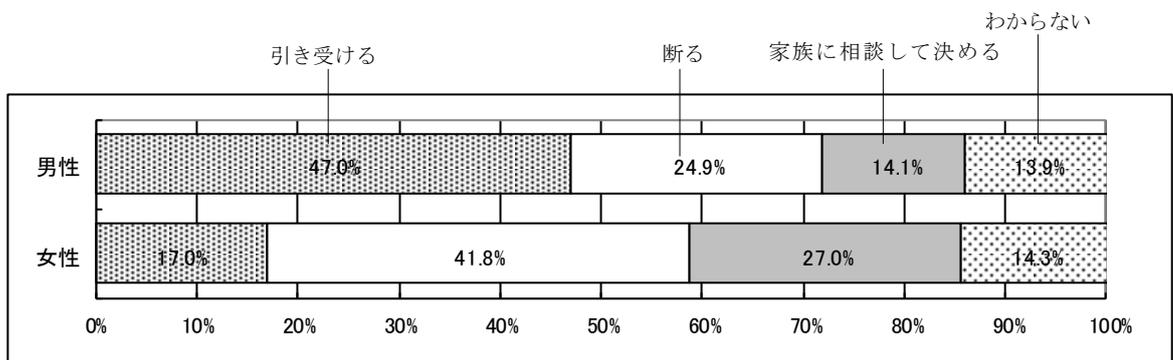
男女の地位の平等意識については、「学校教育の場」で平等と考えている人の割合が高く、「地域活動の場」と「法律や制度上」はどちらかといえば男性が優遇と平等と考えている人がほぼ同じ割合になっています。「家庭生活」、「職場」、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたり等」では、どちらかといえば男性が優遇と考えている人の割合が4割を超え、女性に不平等感が強く見られます。



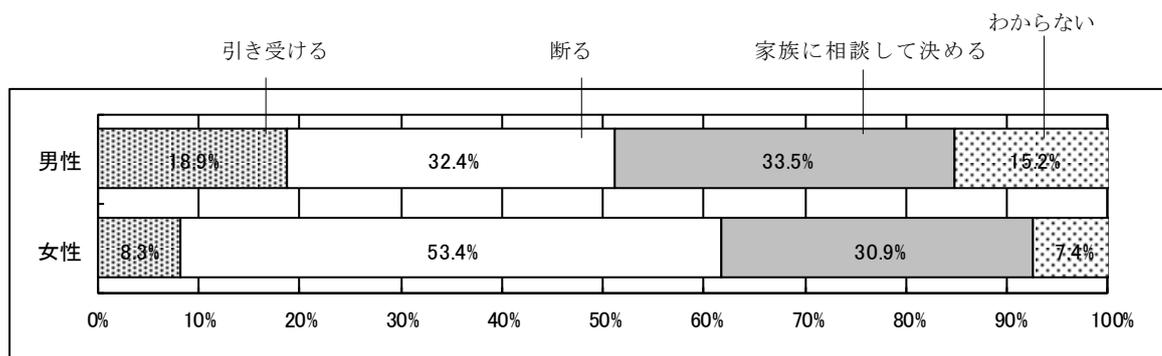
ウ 女性の政策方針決定過程への参画に関する意識

職場や地域、各種審議会等の役職に就いてほしい要請があったときに引き受けるかを尋ねたところ、男性が女性より引き受ける割合が高くなっています。

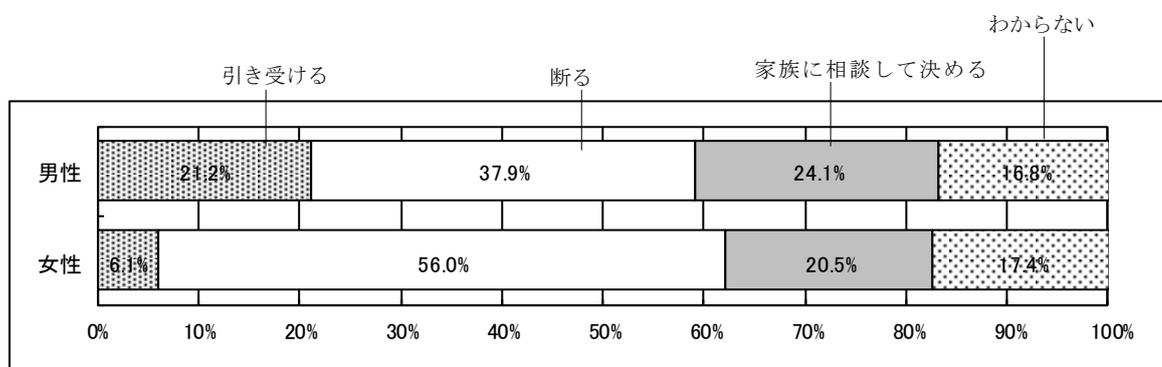
○ 職場の管理職や役員になることについて



○ P T A ・町内会等の代表になることについて

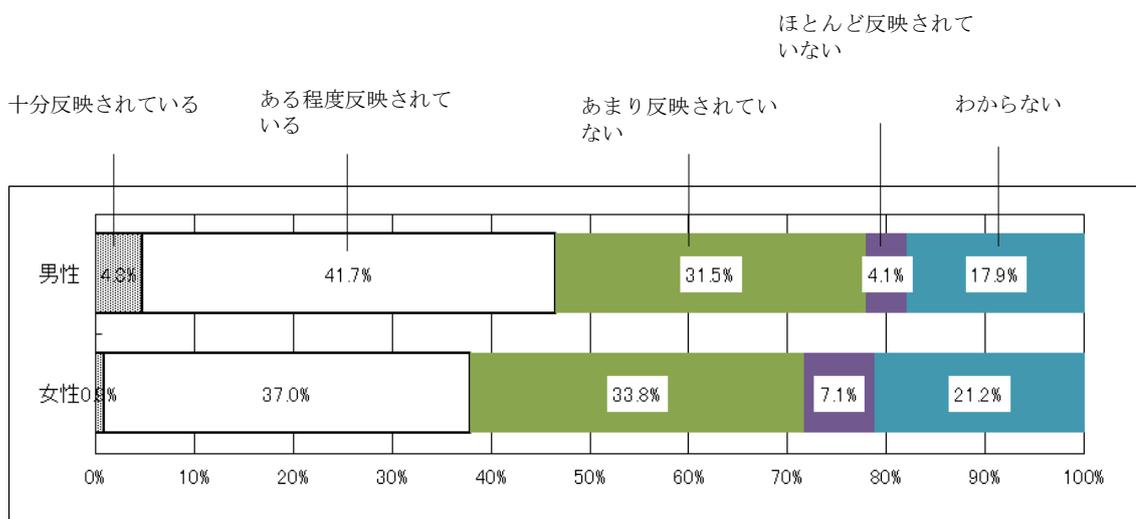


○ 審議会等の委員になることについて



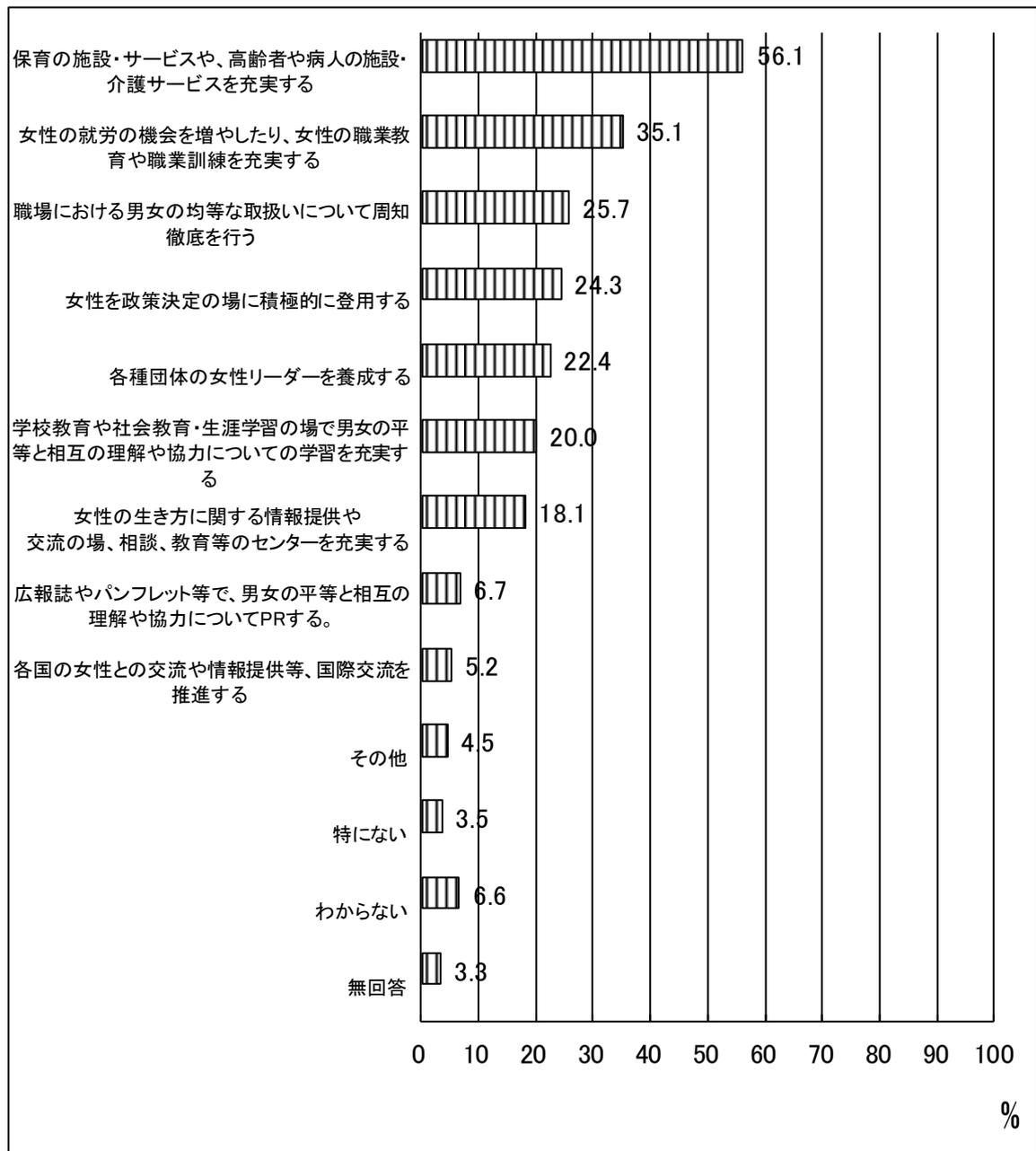
エ 女性の意見や考え方が施策に反映されているか

県や市町村の施策については、女性の意見や考え方が反映されていると思う人と反映されていないと思う人では、「反映されている」と回答している人がやや多くなっています。女性では反映されていない、男性では反映されていると答えた人の割合が高くなっています。



オ 女性の社会参加の促進や社会的地位向上を図るために、県や市町村は今後どのような取組が必要か（○は3つまで可）

女性の社会参加を促進するために必要な行政支援は、男女ともに「保育・介護サービスの充実」と「女性の就労機会の増加、職場教育の充実」と答える人が多くっており、育児介護等の負担軽減や就労環境の改善が望まれています。



#### 4 男女共同参画の課題

男女共同参画社会とは、男女が対等な社会の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

男女共同参画社会の実現に向けては、人々の意識に根付いている性別に基づく固定的な役割分担意識や、男女の能力や適性に関する固定観念の解消、人権尊重を基本とした男女平等観の形成などが大きな課題となっています。人権意識や男女平等意識に基づき男女共同参画を進める基礎として、教育・学習は重要な役割を果たしており、今後も様々な学習機会を提供していく必要があります。

また、少子高齢化の進行や家族形態が変化している中で、活力ある地域社会を形成するためには、男女とも希望に応じて、安心して働き、結婚・出産・子育てをすることができる地域社会の実現が不可欠となります。そのため、子育てや介護をしながら働き続けられる環境を整備するとともに、家庭や地域でそれぞれの役割が果たせるように、職場でのワーク・ライフ・バランスを推進することも必要となっています。さらに、ひとり親家庭などの生活困窮者が地域で自立して暮らせるよう、相談及び情報提供や、経済的自立の支援などを体系的に進めていくことが必要となっています。

## 第3章 計画の基本的な方針

### 1 目指す社会

男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野においてパートナーとして参画できる社会です。

男女共同参画社会の実現は、一人ひとりが豊かな生活を送るために必要であるのはもちろんのこと、少子高齢化社会、人口減少社会が進行する現在、持続可能な社会を形成していくために必要な最重要課題となっています。

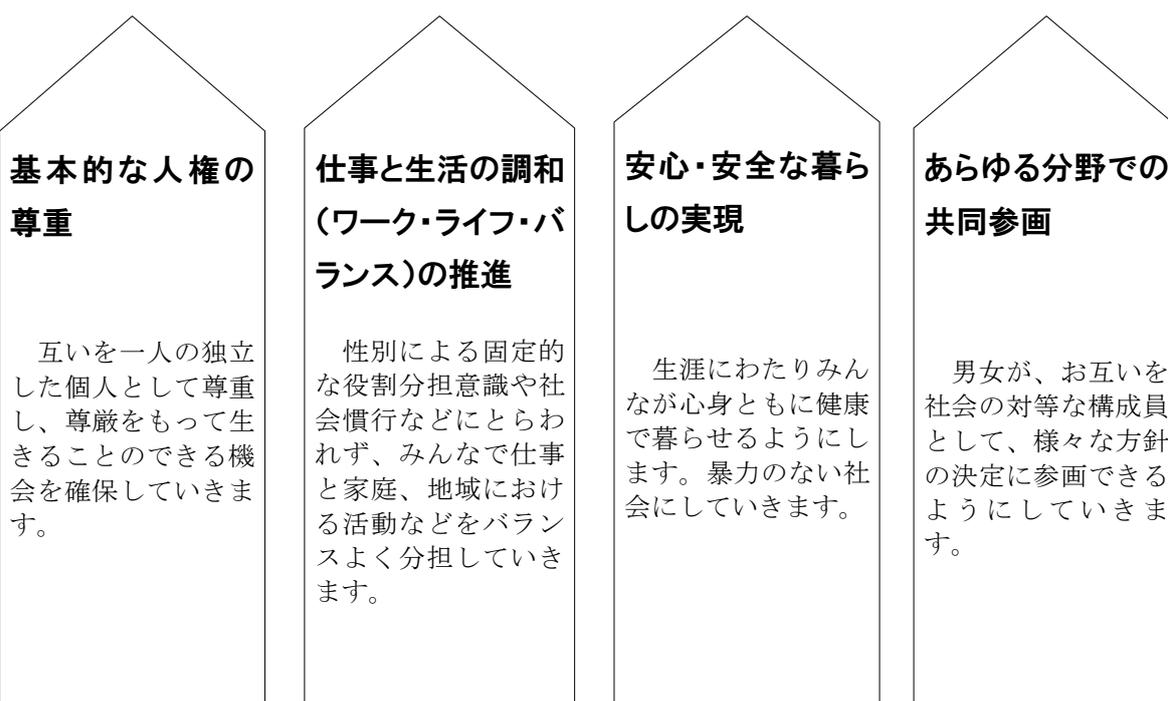
「第三次計画」は、天童市総合計画との整合を図りながら、目指す社会を次のように定め、計画の推進を図ります。

**目指す社会：**

**一人ひとりが認め合い いきいきと輝き 支え合うまち 天童**

### 2 基本理念

男女共同参画を推進するにあたっては、次の4つの基本理念に沿って、各種施策を策定し、総合的かつ計画的に推進します。



### 3 基本目標

#### 基本目標 1 男女共同参画の意識の高揚と、認め合う社会基盤づくり

男女共同参画社会の実現のためには、男女が互いの人権を尊重し、対等な社会の構成員として認め合うことが大切です。また、性別による固定的な役割分担意識や社会慣行等を解消するための取組を継続する必要があります。そのために、家庭、職場、学校、地域などあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った学習の機会や教育の充実に努めます。

#### 基本目標 2 一人ひとりがいきいきと働き、充実した豊かな生活をおくることができる環境づくり

男女が職場において対等なビジネスパートナーとして働き、個々の能力を十分に発揮できるように、就労の場における男女平等をさらに促進します。また、女性が能力を発揮しながらいきいきと活躍できるよう、仕事と家庭・地域活動が両立できる環境整備を行い、子育て・介護支援対策の充実に努めるとともに、多様な就業形態で働く人が、安心して働ける環境づくりを目指して取り組みます。

#### 基本目標 3 支え合い安心して生活できる環境づくり

生涯にわたり心身ともに健康な生活を送ることができるように、健康支援と保健医療の対策の充実が必要です。特に女性は、妊娠や出産などの身体的特性があるため、男女とも正しい知識を持ち、思いやりを持つことが大切です。また、ドメスティック・バイオレンス※など暴力の被害者の多くが女性であり、人権の侵害や男女共同参画を阻害する要因にもなっているため、こうした暴力の根絶を目指します。さらに、社会的に不利な立場に置かれやすい人々が安心して暮らし、自立と社会参加ができるように努めます。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者、恋人からの暴力のことで、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、社会的暴力、経済的暴力などに分けられる。平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆるDV防止法が施行され、法的に公の力で暴力の防止と被害者を保護する体制がとられている。

#### 基本目標 4 男女が共に活躍できる環境づくり

男女が社会の対等な構成員として、政治や行政、企業などにおいて政策・方針決定の場に参画し、男女それぞれの視点や意見を反映することは、男女共同参画社会を実現するうえで重要です。自治会や地域活動など様々な分野にも女性の参画を促進していく必要があります。また、男女共同参画社会の促進のためには、市が積極的な環境を整備するほか、市民と協働によるまちづくりを進めることが大切です。

## 4 今後5年間の重点方針

第三次計画では、最近の社会情勢等を踏まえて実効性のあるものとするため、次の4つを重点方針に位置付け、男女共同参画の取組を推進します。

### 重点方針 1

#### あらゆる分野での 男女共同参画の推進

- 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 2 男性の働き方や暮らし方の見直し
- 3 職場・地域・家庭等における男女共同参画の推進

### 重点方針 2

#### 働きたい・働き続けた い女性への活躍支援

- 1 多様な分野での女性の活躍推進
- 2 起業・再就業を希望する女性への支援
- 3 ハラスメント防止の啓発
- 4 健康づくりの支援

### 重点方針 3

#### 困難な立場にある 人々への支援

- 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 2 ひとり親家庭の自立支援
- 3 高齢者・障がい者等への支援

### 重点方針 4

#### 防災の分野における 男女共同参画の推進

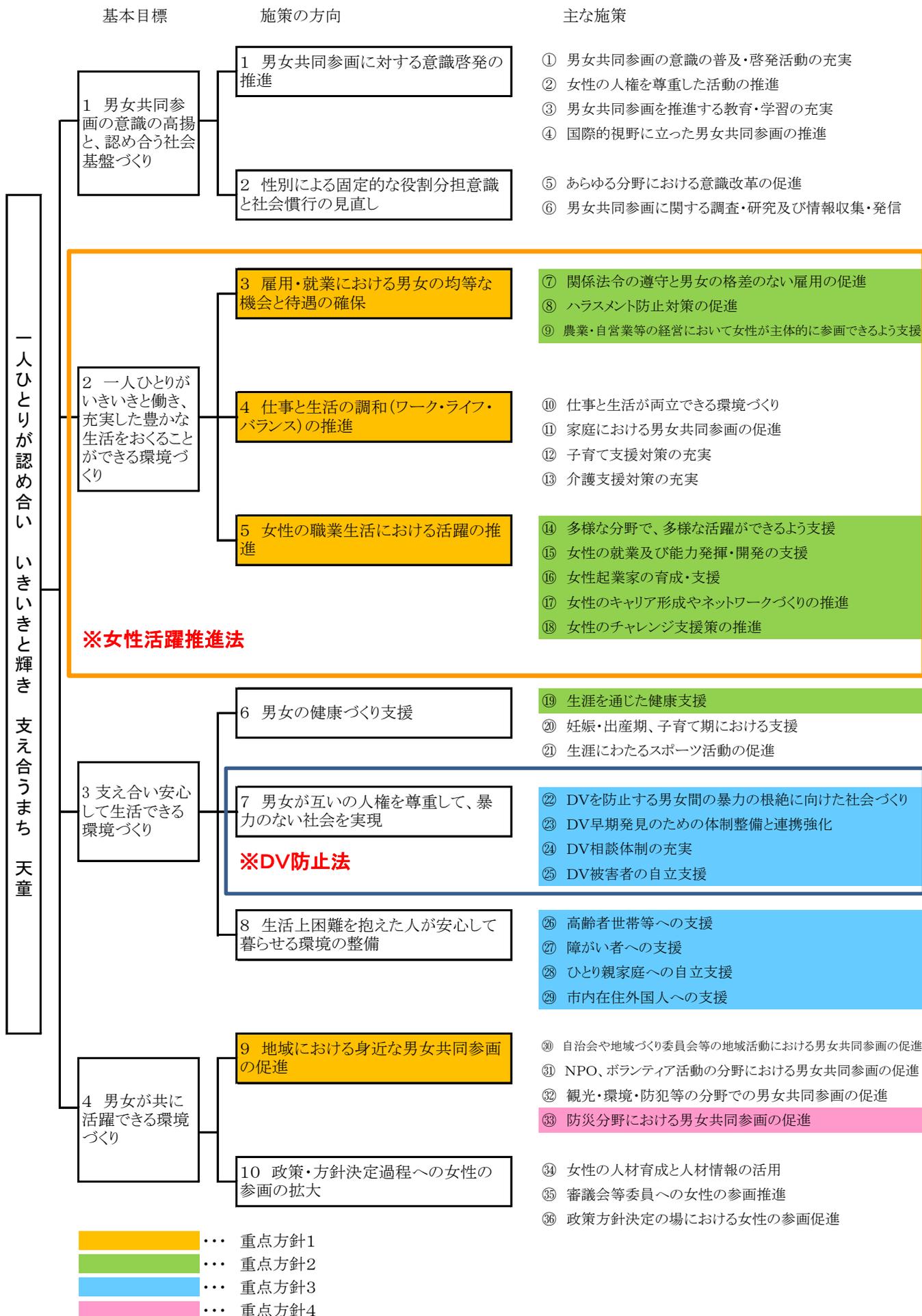
- 1 地域防災分野における男女共同参画の推進
- 2 女性消防隊への加入促進

## 5 重点方針に基づく指標

男女共同参画社会の実現を目指して、重点方針に基づく指標として目標値を設定し、達成状況を数値化して把握します。

	指標項目	担当課	現状値	目標値	備考
			平成26年度	平成32年度	
1	審議会・委員会等における女性委員の構成比率	市長公室	19.6%	30%	重点方針1
2	女性委員が不在の審議会等の数	市長公室	4件	0件	
3	両親教室における夫の参加率	健康課	95.5%	100%	
4	料理教室への男性の参加人数	生涯学習課	112人	180人	
5	地域づくり委員会における女性委員の構成比率	生涯学習課	21.1%	30%	
6	女性認定農業者数 ※自ら農業経営の発展を目指す市の認定農業者	農林課	7人	15人	重点方針2
7	女性農業士数 ※地域農業の振興に寄与する女性農業者	農林課	0人	3人	
8	スマート健診受診者数 ※若年者を対象にした健康診査	健康課	203人	300人	
9	レディース検診受診者数 ※乳がん及び子宮がんのセット検診	健康課	80人	160人	
10	週1回以上運動やスポーツを行う人の割合	文化スポーツ課	30%	50%	
11	婦人相談件数	子育て支援課	79件	100件	重点方針3
12	介護予防事業(一次予防)の参加者数 ※元気な65歳以上の方を対象とした介護予防事業	保険給付課	延1,198人	延2,000人	
13	市総合防災訓練における地域女性の参加割合	危機管理室	15.5%	30%	重点方針4
14	女性消防隊への加入人数	消防本部	6人	10人	

## 6 施策体系



## 第4章 基本目標ごとの施策の方向

### 基本目標1 男女共同参画の意識の高揚と、認め合う社会基盤づくり

#### 施策の方向1 男女共同参画に対する意識啓発の推進

男女がともに責任を分かち合い、一人ひとりがその意欲と能力に応じて様々な分野において参画するには、互いの人権を尊重するとともに、男女共同参画社会基本法の理念に沿った社会を構築していく必要があります。

本市は、これまで男女共同参画を進めるため、人権を尊重する意識の普及・啓発に取り組んできました。今後も、国及び県との連携を強化しながら、行政と市民及び企業が一体となって、男女平等の意識の確立に向けて継続して取り組みます。

地域、家庭、学校教育、社会教育の場など、あらゆる分野において、男女共同参画に関する意識啓発、教育の機会を設け、さらなる男女共同参画社会の実現に向けての取組を推進します。

#### 施策1 男女共同参画の意識の普及・啓発活動の充実

##### ●実施事業

(1)	<b>国及び県等と連携した広報・啓発活動の充実</b>  一人ひとりが互いの人権を尊重し、自分らしく生きていくため、国及び県と連携しながら、行政と市民、企業が一体となって、男女平等の意識の確立に向けての取組を継続して推進します。特に、山形人権擁護委員協議会天童市部会と連携しながら、男女共同参画の普及・意識啓発を推進します。
(2)	<b>様々な広報媒体を通じた男女共同参画意識の普及・高揚の促進</b>  ホームページや市報、関係団体の機関紙等を活用したり、テレビ、ラジオなどのマスコミを通じて、人権尊重の意識の普及と啓発に努めます。
(3)	<b>男女共同参画推進に関する意識啓発</b>  地域、家庭、学校教育、社会教育の場など、あらゆる分野において、男女共同参画に関する意識啓発の機会を設け、さらなる男女共同参画社会の実現に向けての取組を推進します。

## 施策2 女性の人権を尊重した活動の推進

### ●実施事業

(1)	<b>女性の人権確立のための啓発活動</b>  女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力的な表現などを強調したりすることにより、女性の人権が侵害されないようメディア等へ働きかけます。
(2)	<b>性差に関する偏見（ジェンダー※1）を解消する学習活動</b>  ジェンダー身体的性差を理解し、性差に応じた健康についての理解を深めるため、若年層に対する学習活動を推進します。また、インターネット等を含めたメディアの情報の取扱について、特に若年層がメディアリテラシー※2を身に付けられるよう、あふれる情報に対する情報モラルの啓発や学習機会の充実に取り組みます。
(3)	<b>人権特設相談所の設置</b>  関係機関等と連携しながら、人権に関する相談所を設置し、困りごとなどの相談窓口について周知広報します。

#### ※1 ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

#### ※2 メディアリテラシー

インターネットやテレビ、新聞などのメディア情報を、主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、主体的・合理的に選択・判断・活用する能力のこと。

### 施策3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

#### ●実施事業

(1)	<b>家庭での教育・学習の充実</b>  子どもの意識形成の基礎となる家庭において、男女共同参画を推進するため、子どもを持つ家庭を対象にした学習事業や広報・啓発活動を充実します。 ・性別に基づく固定化された意識を見直すための学習事業の実施 ・家庭教育を啓発するパンフレット等の作成
(2)	<b>学校での教育・学習の充実</b>  学校教育指導の重点や学習指導要領等に基づき、小学校においては、各教科、特別活動、道徳、総合的な学習の時間などの指導を通して、人権教育や男女平等教育の充実を図ります。中学校では、さらに職場見学や職場体験等の実践を通しながら、自ら将来を考える教育を推進します。 また、教員が男女共同参画の理念に対する理解を深め、児童生徒に対し人権尊重や男女共同参画についての教育を充実し、子どもたちが急激な社会の変化に対応できる能力や、自らの意思で進路を選択できる能力を培います。 ・人権教育を充実させるための資料収集と教材開発 ・進路学習や職場体験学習の充実 ・教員研修の充実 ・男女共同参画に関する標語等の募集
(3)	<b>地域での教育・学習の充実</b>  市立公民館を活用し、あらゆる年代の住民に男女共同参画を学ぶ機会を提供するとともに、家庭や地域の身近なところから男女共同参画を実践するきっかけづくりを行います。また、地域づくり委員会やNPO法人、市民活動団体等の活動を通じた課題の掘り起こしや解決といった取組への支援を行うほか、公民館だよりを利用した広報・啓発活動を推進します。 ・地域で男女共同参画についての理解を深めるイベントの開催 ・市民ニーズに応じた講座の充実 ・地域づくり委員会の活動を通じた課題の掘り起こしと解決への支援 ・NPO法人、市民活動団体等の活動を通じた課題の掘り起こしと解決への支援 ・公民館だよりを活用した広報・啓発活動の促進

#### 施策4 国際的視野に立った男女共同参画の推進

##### ●実施事業

(1)	<b>小・中学校における国際理解教育の充実</b>  小・中学校においては、外国語指導助手や外国人との交流による国際理解を深める教育を進めます。姉妹都市等への中学生派遣事業を通して国際理解や異文化理解の機会を拡大します。
(2)	<b>青少年の海外交流の促進</b>  関係機関と連携して世界の文化や国際社会「女子差別撤廃条約」への理解を促進するほか、青少年の派遣や受入を通じた交流を深めます。
(3)	<b>外国人との交流の場の拡大</b>  天童市国際交流協会と連携して外国人と交流する機会を提供しながら、国際感覚豊かな人材育成を進めます。

#### 施策の方向2

#### 性別による固定的な役割分担意識と社会慣行の見直し

男女共同参画についての理解を深めるためには、性別による役割分担意識や長年にわたる社会制度や慣行等による固定的な観念を見直ししなければなりません。家庭・地域・職場などのあらゆる分野において、自分の意思で思いのままに自分らしい生き方を選択できる社会を目指すため、老若男女を対象とした学習の機会を提供します。特に、若年世代及び男性の意識改革を促進する取組を積極的に展開します。

#### 施策5 あらゆる分野における意識改革の促進

##### ●実施事業

(1)	<b>市民のニーズに応じた多様な講座の開設</b>  性別による役割分担意識や長年にわたる社会制度や慣行等を見直し、多様な人材の積極的参画を促すため、地域いきいき講座などライフステージに応じた効果的な学習の機会を提供します。
(2)	<b>家庭における男性の家事、子育て、介護の参画を促進</b>  家庭・地域・職場などのあらゆる分野における固定的な役割分担意識の解消を図り、男性の家事、子育て、介護の参画を促進します。
(3)	<b>女性を対象にした人材養成プログラムの実施</b>  女性が、自らの意思によって自分らしい生き方を選択できる社会を目指す、社会のあらゆる分野における活動に参画するための能力を身に付けるため、ニーズに応じた情報の提供や学習機会の拡大を図ります。

## 施策6 男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・発信

### ●実施事業

(1)	<b>情報収集・発信と啓発活動</b>  根強く残る役割分担意識がどのようなものを把握しながら、男女共同参画の重要性についての認識を定着させるため、情報収集・発信と広報・啓発活動を積極的に展開します。  男女共同参画に関する先進的な事例や資料等については、普段から収集し広く市民に情報提供することにより、男女共同参画の意識の高揚と、地域における活動を拡大していきます。
(2)	<b>県内に設置されている男女共同参画センターとの連携</b>  山形県男女共同参画センター「チェリア」や山形市男女共同参画センター「ファーラ」等では、男女共同参画を推進するイベントやセミナーをはじめ、交流事業等を実施しています。県内の男女共同参画センターと連携しながら、広域的な男女共同参画の取組を推進します。

## (天童市職業生活における女性活躍推進計画)

基本目標2に掲げている施策の方向3から施策の方向5までの範囲は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」（平成27年9月4日号外法律第64号）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置付けています。本市は、この基本目標2を「天童市職業生活における女性活躍推進計画」として、女性の職業生活における活躍を推進します。

**基本目標2 一人ひとりがいきいきと働き、充実した豊かな生活をおくることができる環境づくり**

### 施策の方向3

#### 雇用・就業における男女の均等な機会と待遇の確保

ライフスタイルの多様化や女性の高学歴化に伴い、女性の職場進出が進んでいます。女性の労働力は経済に大きな役割を果たしており、団塊の世代の定年等による労働力不足の解決には、女性の労働力は欠かせない状況です。男女がともに平等に働き、その能力を十分発揮できるようにしていかなければなりません。

しかし、労働の場での男女平等は、男女雇用機会均等法をはじめ、育児休業法の施行により改善されつつあるものの、昇進や賃金格差のほか、能力開発のための研修機会が少ないなど、女性の能力が過小評価されている傾向にあるなどの課題が残されています。

また、男女ともに、仕事だけでなく、家庭生活や地域活動などにも参画できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するための環境づくりも必要です。そのためにも市が率先して意識改革を行い推進に努めるとともに、事業主だけでなく、就労者に対しても仕事と生活の調和を普及、啓発していく必要があります。家事、育児、介護等の家庭責任を、男女が互いに担うことを認識し、仕事と家庭生活の調和の取れた働き方ができるような社会環境の整備を進めます。

さらに、農業や商工業の自営業者においては、家族従事者として果たしている女性の労働についても良きパートナーとして正しく評価し、女性の経営能力の向上、経済的な地位の向上を図る必要があります。男性にとっても女性にとってもやりがいのある働き方ができるよう、山形労働局や天童商工会議所、天童市雇用対策協議会等と連携を図りながら労働環境の整備を目指します。

## 施策7 関係法令の遵守と男女の格差のない雇用の促進

### ●実施事業

(1)	<b>男女雇用機会均等法をはじめとする法律、制度の周知徹底</b>  国、県と連携しながら、事業主だけでなく、就労者に対して雇用分野における男女の均等な機会と待遇を確保する男女雇用機会均等法や、育児・介護休業法、女性活躍推進法の各種制度の周知を行います。
(2)	<b>優れた人材の就労実現のための良質な雇用の場を確保</b>  関係機関等と連携して、女性の採用等に積極的な優良企業の誘致及び就業情報の提供に努めながら、労働環境の整備を目指します。
(3)	<b>労働相談窓口の周知徹底</b>  勤務条件等に関する相談窓口の周知・広報に努めます。

## 施策8 ハラスメント防止対策の促進

### ●実施事業

(1)	<b>事業主及び労働者に対するハラスメント防止の啓発促進</b>  セクシュアルハラスメント※1、マタニティハラスメント※2、パワーハラスメント※3などの各種ハラスメント防止に係る事業主の雇用管理上の措置について周知徹底し、ハラスメントの防止対策を推進します。労働者に対しても、ハラスメント防止に向けた啓発と情報提供を行います。
(2)	<b>ハラスメントに関する相談窓口の周知及び連携促進</b>  ハラスメントの相談窓口の周知を図るとともに、相談窓口との連携を図ります。

※1 セクシュアルハラスメント

相手の意に反した性的な嫌がらせのこと。相手の意に反した性的な発言や行動、例えば身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布など、様々なものが含まれる。

※2 マタニティハラスメント

妊娠・出産・育児休業等を理由に、不利益な取り扱いを行うこと。

※3 パワーハラスメント

職場で働く者に対し、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

## 施策9 農業・自営業等の経営において女性が主体的に参画できるよう支援

### ●実施事業

(1)	<b>農業における家族経営協定の啓発と締結の促進</b>  農業での家族従事者として果たしている女性の労働について適正に評価し、女性の経営能力の向上、経済的な地位の向上を図ります。
(2)	<b>女性農業士による営農・技術指導研修の実施</b>  職業に誇りをもち、生きがいを感じながら、農業に従事する女性の経営参画を促し、農業に従事する一員として能力を十分に発揮できるよう、関係団体と連携しながら女性の経済基盤の確立と地位の向上を図ります。
(3)	<b>関係機関と連携して女性の人材育成・能力開発を支援</b>  関係機関と連携しながら、経営等に関する能力養成セミナー等の開催を支援します。

男女共同参画社会につながる新たな取組として、ワーク・ライフ・バランスの実践が挙げられます。

女性も男性も、自ら希望するバランスで仕事と生活を両立する必要性を認めているにもかかわらず、実際、その取組はなかなか徹底されていません。

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなども暮らしに欠かすことができないものです。仕事と生活の調和が保たれてこそ、豊かで充実した人生となります。しかしながら、現実の社会には、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、または仕事に追われ、心身の健康を害しかねない、さらに子育てや介護と仕事の両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。

それを解決するのが、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組です。男女ともに子育てや介護をしながら働き続けられる職場環境を整備するとともに、家庭や地域でそれぞれの役割が果たせるように、あらゆる業種へ仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組を着実に推進します。

### 施策 10 仕事と生活が両立できる環境づくり

#### ●実施事業

(1)	<p><b>ワーク・ライフ・バランスを浸透させるための普及啓発</b></p> <p>ワーク・ライフ・バランスの概念や必要性をあらゆる業種へ浸透させるための普及啓発を強化します。</p>
(2)	<p><b>県の「山形いきいき子育て応援企業」制度※1 や、「やまがた企業イクボス同盟」制度※2 等の周知・活用</b></p> <p>国・県と連携を図りながら、企業が行う仕事と家庭生活の両立するための積極的な取組や女性の活躍推進に向けた取組を支援します。</p> <p>また、「女性の活躍推進」や「仕事と家庭の両立支援」に取り組む企業に対する本市独自の支援措置について調査研究します。</p>
(3)	<p><b>仕事と生活の両立のために企業が積極的に取り組んでいる事例紹介</b></p> <p>企業及び就労者に対して、仕事と生活の両立に向けて企業が積極的に取り組んでいる事例を紹介し、長時間労働を削減するなど働き方の見直しについて意識の向上を図ります。</p>

※1 山形いきいき子育て応援企業制度

山形県で行っている事業で、企業における女性の活躍や子育て応援に積極的に取り組んでいる企業等を募集し、「男女いきいき子育て応援宣言」企業として登録し、広く県民に紹介するとともに、登録企業に対して総合的な支援措置を実施するもの。

※2 やまがた企業イクボス同盟制度

県内の各経済団体等から賛同を得て、企業経営者の参画による「やまがた企業イクボス同盟」を設立し、職場で共に働く部下の仕事と家庭生活の両立を支援する「イクボス」として、ワーク・ライフ・バランスの普及拡大を進めながら、働き続けられる職場づくりを実践していく制度。

## 施策11 家庭における男女共同参画の促進

### ●実施事業

(1)	<b>家庭における男女共同参画を促進する広報・啓発</b>  家庭における家事、子育て、介護等の分野での男女共同参画を促進する広報・啓発を行います。
(2)	<b>男性を対象とした家庭における家事・子育て・介護講座の開催</b>  男女が共に家庭における家事、子育て、介護等への関心が高まるような取組を推進していきます。特に、男性が家事等に取り組むにあたって、必要となる知識や技術に関する情報や学習機会を提供し、家庭における男女共同参画を促進します。
(3)	<b>学校行事や子ども会活動への父親の参加促進</b>  学校行事等への父親の参加を促進する取組を進めます。
(4)	<b>育児・介護休暇の取得を促進するための制度の周知と啓発</b>  男女ともに子育てや介護をしながら働き続けられる職場環境を整備するとともに、家庭や地域でそれぞれの役割が果たせるように、あらゆる業種へ仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた制度の紹介を行います。

## 施策 1 2 子育て支援対策の充実

### ●実施事業

(1)	<b>子育て相談の充実</b>  核家族化や地域社会の人間関係の希薄化により、子育てする家庭が孤立化する傾向が見受けられるため、子育ての不安と負担感の解消を図れるよう、子育て家庭に対する相談体制の充実を図ります。
(2)	<b>保育サービスの充実</b>  多様な保育ニーズに応じた保育サービスの拡充に努めます。
(3)	<b>地域子育て支援拠点事業の充実</b>  子育て未来館げんキッズ等の地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。
(4)	<b>地域で取り組む子育て支援活動の充実</b>  地域社会福祉協議会やNPO等が取り組む子育てを応援する事業を支援します。

## 施策 1 3 介護支援対策の充実

### ●実施事業

(1)	<b>介護保険制度及び休業制度等についての周知</b>  要介護者を抱える家庭を支援するための介護保険制度や休業制度などを広く周知します。
(2)	<b>市窓口及び地域包括支援センターにおける相談機能の充実</b>  高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと生活が継続できるよう、介護支援に関する相談機能の充実を図ります。
(3)	<b>介護・福祉サービスの充実</b>  介護者の負担を軽減するとともに、高齢者が、介護が必要な状態になっても介護サービスを利用し、安心して住み慣れた地域や家庭で自立した日常生活が送れるよう、介護・福祉サービスの充実を図ります。
(4)	<b>保健・医療の充実</b>  高齢者の健康寿命を延伸するために保健・医療サービスの充実を図ります。
(5)	<b>介護予防事業の推進</b>  高齢者の健康づくりを推進します。

平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が公布・施行されました。地域経済や地域社会の活性化を図るために、職業生活を含むあらゆる分野において女性の活躍を進めようとする気運が高まっています。

その上で女性の職業生活における活躍を推進するためには、男性中心型労働慣行の変革を見直し、長時間労働の解消を図る必要があります。

そのうえで、就労意欲を持つ女性が自分にあった働き方を選択し、企業のあらゆる事業活動に女性が参画できるよう、企業が行う女性を対象とした人材育成の取組を支援します。

また、結婚・出産・子育て等により離職した女性が再就職を希望する場合は、職業能力の向上を促すとともに、総合的な再就職の支援を行います。さらに、起業を目指す女性に対しては、情報の提供や相談業務の充実により支援を拡充していきます。

#### 施策14 多様な分野で、多様な活躍ができるよう支援

##### ●実施事業

(1)	<p><b>多様なニーズに対応した働き方の情報収集・提供</b></p> <p>男女が共に働きながら、家事や育児、介護等を分担し、ライフスタイルやライフサイクルに応じた働き方の情報を収集します。</p> <p>また、就労意欲を持つ女性が自分にあった働き方を選択し、短時間勤務や在宅勤務等、多様な働き方を取り入れている事業所の先進事例を把握し、情報提供します。</p>
(2)	<p><b>女性の就農環境の整備と女性起業者の育成</b></p> <p>若手女性の就農を促進する取組を進めるとともに、農産加工や直売等の起業活動を支援します。</p>
(3)	<p><b>自らの適性や希望に基づく多様な進路選択のためのキャリア教育の取組の推進</b></p> <p>幅広い豊富な職業観を育むため、働くことの意義や尊さを理解し、将来に夢や希望が持てる子どもを育むことを目的とした、小中学校でのキャリア教育を推進します。</p>
(4)	<p><b>再就職等を希望する女性に対する支援体制の推進</b></p> <p>山形労働局等の関係機関と連携して就業情報等に必要な情報を提供し、再就職等を希望する女性を支援します。</p>

## 施策15 女性の就業及び能力発揮・開発の支援

### ●実施事業

(1)	<b>就業するために必要となる資格取得等の支援</b>  様々な分野で女性が活躍できるよう、就業するのに必要な資格取得や能力の育成・向上を図るための研修事業について、関係機関と連携しながら情報の提供に努めます。
(2)	<b>職業生活の質を安定・向上させるための情報の提供</b>  就業してから仕事の内容が安定・向上するよう、事業所や女性労働者のニーズに応じた技能及び資格取得支援を行うセミナー等の情報提供を行います。

## 施策16 女性起業家の育成・支援

### ●実施事業

(1)	<b>起業するために必要となる情報の提供</b>  女性の起業家を支援するため、起業に向けた検討段階から起業後の支援まで、それぞれの段階に応じたきめ細かい支援を行います。天童商工会議所等の関係機関と連携しながら、女性の起業のための相談業務や情報提供を行います。
(2)	<b>女性農業従事者の育成及び農業グループの事業活動を支援</b>  農業を経営する女性の育成・支援に取り組みます。また、女性の農業従事者やグループが農産物直売所や農家レストラン等を起業する場合の相談に対応し支援を行います。

## 施策17 女性のキャリア形成やネットワークづくりの推進

### ●実施事業

(1)	<b>女性のキャリア形成の支援</b>  女性労働者が、職業能力を形成しながら将来的に管理職等に就けるよう、事業所が長期的な視野に立った人材育成の取組を、関係機関と連携しながら支援します。また、女性の採用や管理職登用に向けた女性の参画を積極的に推進する（ポジティブ・アクション）企業の取組を支援します。
(2)	<b>女性のキャリアを活かした交流・連携の促進</b>  関係機関及び異業種連携等による女性のキャリアを活かしたネットワークを形成し、交流の場づくりを支援します。

## 施策18 女性のチャレンジ支援策の推進

### ●実施事業

(1)	<b>関係機関と連携した相談体制の充実</b>  様々な分野でチャレンジしたいと考えている女性に対し、関係する支援機関による相談体制を充実するとともに、講座等の情報を提供し、今後の活躍を促進します。
(2)	<b>活躍している女性の事例の情報提供</b>  関係機関と連携して、意欲と能力のある女性が社会で活躍している事例を収集し、広く紹介する取組を推進します。

## 基本目標3 支え合い安心して生活できる環境づくり

### 施策の方向6

#### 男女の健康づくり支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、思いやりを持って生きることは、男女共同参画社会を支える基盤となります。また、生涯を通して健康を保持・増進することは、安心して生活するために大切なことです。

特に女性については、ライフステージに応じた心身の健康づくりを支援し、健康を自己管理できるような教育を行い、生涯を通じた心身の健康づくりを進めます。

#### 施策19 生涯を通じた健康支援

##### ●実施事業

(1)	<b>生涯を通じた男女の健康相談の充実</b>  生涯にわたる男女の健康づくりを支援するため、健康相談を充実します。特に女性については、ライフステージに応じて変化する心身を適切に管理できるよう、学校教育や広報活動等により健康増進に関する知識の普及と啓発を行います。
(2)	<b>健康診査及び健康教育の充実</b>  若い年代から自分の健康に関心を持ち、自己管理できるよう健康診査や健康教育を実施し、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。
(3)	<b>こころの健康づくりに関する情報提供、相談機能の充実</b>  家庭・職場等での悩みやストレスについての情報提供と相談機能の充実に取り組みます。
(4)	<b>思春期保健指導の推進</b>  男女が互いの身体的性差の理解を深めるため、学校教育の中で児童生徒に対し、健康と性に関する正しい知識の教育を行います。
(5)	<b>運動習慣の定着の推進</b>  歩行や日常生活を維持しながら健康寿命の延伸を図るため、暮らしの中に運動習慣を取り入れる取組を進めます。また、ロコモ予防の普及にも努めます。

## 施策20 妊娠・出産期、子育て期における支援

### ●実施事業

(1)	<b>特定不妊治療費助成事業の推進</b>  不妊治療に係る医療費の経済的負担の軽減を図ります。
(2)	<b>妊婦健康診査事業の推進</b>  早産・低出生体重児の予防及び健診料の負担軽減を図り、妊婦が安心して妊娠期を過ごし、出産が迎えられるよう支援します。
(3)	<b>妊娠期から子育て期の健康支援の充実</b>  母子健康手帳交付時から保健師等による健康相談を行うとともに、出産後の赤ちゃん訪問事業や健康相談を通して、安心して子どもを産み育てることができるよう「切れ目のない支援」を行います。
(4)	<b>医療機関との連携による相談体制の充実</b>  医療機関と連携して、誰もが安心して妊娠、出産できるよう、妊娠、出産等の相談体制を充実します。

## 施策21 生涯にわたるスポーツ活動の促進

### ●実施事業

(1)	<b>市民参加型スポーツイベントの開催</b>  心身ともに健康で活力ある生活ができるよう、気軽にスポーツに取り組むことができる環境を整備します。また、男女のスポーツ参加を促進するため、身近な地域で効果的な健康づくりを図れるような魅力あるイベント開催を推進します。
(2)	<b>スポーツリーダーの育成</b>  関係団体と連携して、気軽にスポーツを楽しむための指導者を養成・育成します。

配偶者やパートナーなど、身近な人から受ける暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）を含む女性に対する暴力は、人間としての尊厳を傷つけ、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼします。

警察への暴力相談等の件数も増加しており、被害者の多数が女性となっています。市では、市民相談員や婦人相談員等が関係機関と連携しながら、DVやハラスメント等の相談に対応しており、平成26年度における本市の婦人相談件数は年間79件で、年々増加傾向にあります。

DV被害等の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、社会的・構造的な問題があると言われています。10代、20代の若年層が交際相手から被害を受けるデートDVの被害も深刻な状況にあることが、内閣府の調査などで明らかになってきました。

最近、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）※など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、SNSを利用した性犯罪や暴力等が一層多様化しているため、新しい形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、幼少期から人権を尊重することなどの教育を通じて、暴力を容認するような表現や性犯罪を許さない社会環境の整備に向けた取組を進めます。

また、DV被害等を受けた人が安心して生活するための施策として、被害者が孤立することなく、安心して相談できる体制を確保するなど、被害者の立場に立ったきめ細かな対応が求められます。さらに、暴力の影響から回復するための精神的・心理的支援、生活費等の金銭的な支援、就業支援、住居の確保など、自立に向けた総合的な支援を行います。

※ソーシャル・ネットワーキング・サービス

インターネット上の交流を通して、人と人の交流（コミュニケーション）を促進するwebサイトの会員制サービス。

## 施策22 DVを防止する男女間の暴力の根絶に向けた社会づくり

### ●実施事業

(1)	<b>若い世代に向けた暴力防止の啓発強化</b>  若い世代に向けた暴力防止のチラシを配布等により啓発を強化し、お互いを一人の人間として尊重し、思いやることのできる社会の形成を目指します。
(2)	<b>関係機関との連携による「女性に対する暴力をなくす運動」等に合わせた女性に対する暴力防止の普及啓発</b>  関係機関と連携を図りながら「女性に対する暴力をなくす運動」、「男女共同参画週間」、「人権週間」等を通じて、女性の人権に関する意識啓発を行うとともに、性犯罪等の被害防止対策を推進し、女性に対する暴力を許さない社会環境づくりを行います。
(3)	<b>DV防止に向けた学校教育の推進</b>  20代未満の若年層を対象に、様々な暴力等について学ぶ教育を推進し、DV防止に努めます。特にインターネットによる出会い系サイトやSNSの利用による被害や事故を防止する指導を行います。

## 施策23 DV早期発見のための体制整備と連携強化

### ●実施事業

(1)	<b>人権擁護委員、民生児童委員等の活動を通じた情報提供</b>  山形人権擁護委員協議会天童市部会や民生児童委員等をはじめ、関係機関及び各種団体と情報交換を行うなど連絡体制を強化します。
(2)	<b>DV被害の早期発見に向けた医療機関や学校等との連携</b>  医療機関や学校等の関係機関と連携を図りながら、早期発見と早期対応に取り組めます。
(3)	<b>主要な相談窓口との連携強化</b>  警察や婦人相談機関等との連携を強化し、情報収集や調査を迅速に進めます。

## 施策24 DV相談体制の充実

### ●実施事業

(1)	<b>相談窓口の周知及び対策等の充実</b>  相談窓口を周知するとともに、相談者に対して適切な情報提供及び助言を行える体制を整備します。
(2)	<b>相談員等の研修の充実</b>  相談員等の研修を充実し、専門的で適切な相談ができる体制を整備します。
(3)	<b>コンプライアンスの遵守及び個人情報の保護に向けた取組の推進</b>  DV相談等に対応する関係団体において個人情報の徹底管理に努め、DV被害者の安全を確保します。

## 施策25 DV被害者の自立支援

### ●実施事業

(1)	<b>関係機関との連携による一時保護の実施</b>  県婦人相談所等の関係機関との連携を強化して、DV被害者の一時保護について適正かつ速やかに対応します。
(2)	<b>身体的・精神的な回復を図るためのケアの充実</b>  心身の回復を図るため、DV被害者へのケアを充実し、被害者の立場に立って総合的に対応します。
(3)	<b>安心して生活するための住宅情報の提供</b>  安心して自立した生活ができるよう、安全な住宅の情報を提供します。
(4)	<b>経済的な自立を促すための関係機関等と連携した就業情報の提供</b>  生活上の困難を抱えているDV被害者に対して、ハローワーク等の関係機関と連携し、各種制度の活用による就業支援を行います。

経済的な面で不安を抱えている世帯をはじめ、高齢者や障がい者のほか、ひとり親家庭、外国人等は、様々な要因から複合的に日々の生活に不安を抱えてしまいがちです。

高齢者や障がい者が社会から孤立することなく、慣れ親しんだ地域の支え合いにより安心して暮らせるような取組が求められています。ひとり親家庭においては、子どもの養育や経済面の不安を抱えている人たちが、安心して暮らすことができるよう関係機関と連携しながら、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な取組が求められています。日本の文化や習慣に慣れない外国人については、日本社会の文化などを学ぶ機会を提供するとともに、相談できる体制の充実を図る必要があります。また、性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれているケースもあり、今後、人権尊重の観点からの配慮が求められています。

年齢や障がいの有無、国籍や文化の違いなどで困難な状況に置かれている人が、一人ひとりの能力と個性を発揮し、安心して社会参加できる環境の整備を進めます。

## 施策26 高齢者世帯等への支援

### ●実施事業

(1)	<b>高齢者世帯等への訪問事業の実施</b>  一人暮らしの高齢者や高齢者世帯に対しては、地域内の見守りや支え合いなどの必要な支援を行うほか、高齢者が孤立することがないよう地域及び民間団体等と連携しながら協働による支援を行います。
(2)	<b>相談体制の充実</b>  不安を抱えている高齢者等の相談窓口の充実を図ります。
(3)	<b>いきいきサロン等の支え合い事業の充実</b>  身近な地域で支え合ういきいきサロン等の事業の充実を図ります。
(4)	<b>高齢者の社会参加活動の促進</b>  高齢者等が社会から孤立することなく、慣れ親しんだ地域での支え合いにより、生きがいをもって活動できるよう社会参加活動を促進するとともに、安心して暮らせるような支援を行います。また、高齢者の就業機会の確保の拡大を図ります。
(5)	<b>健康診査の受診推進</b>  高齢者等に対して定期的な健康管理をチェックするため、健康診査の受診を勧めます。
(6)	<b>市民活動団体等との連携強化</b>  NPO等の市民活動団体と行政が協働による高齢者への支援を拡充します。
(7)	<b>福祉ボランティア事業の充実</b>  多岐にわたる福祉需要に対して柔軟かつ多様なサービスを提供できるようボランティアによる高齢者等への支援体制の整備を図ります。

## 施策27 障がい者への支援

### ●実施事業

(1)	<b>相談体制の充実</b>  様々な困りごとに対する障がい者に対する相談体制の充実を図ります。
(2)	<b>障がい福祉サービスなどの支援制度の充実と情報提供</b>  障がい者が住み慣れた地域で快適に生活できるよう、障がい福祉サービス等の充実を図るとともに、支援制度の情報を提供します。一人ひとりの能力と個性を發揮できる社会の実現を目指して、社会参加ができるよう支援します。
(3)	<b>市民活動団体等との連携強化</b>  NPO等の団体と行政が協働により障がい者への支援を行います。

## 施策28 ひとり親家庭への自立支援

### ●実施事業

(1)	<b>相談体制の充実</b>  ひとり親家庭は、子育てや生活、就業など様々な面で困難を抱えやすく、経済的・精神的な負担をひとり親が担うため、母子父子自立支援員等の専門的な相談員を設置し、経済的な面など日々の生活の不安について相談する体制を充実します。
(2)	<b>ひとり親家庭への経済的な支援</b>  母子・父子家庭の自立に向けて、医療費をはじめ、子育てや教育等に係る経済的な負担軽減を図ります。
(3)	<b>就労・住宅情報及び各種支援制度などの情報提供の充実</b>  ひとり親家庭を対象とした就労や住宅などについて、各種支援制度に関する情報を提供します。

## 施策29 市内居住外国人への支援

### ●実施事業

(1)	<b>市内在住外国人が地域における社会参画を促進するための情報提供</b>  一人ひとりの能力と個性を発揮できる社会の実現を目指して、必要な情報を提供し、安心して社会参加ができる環境整備を進めます。
(2)	<b>関係団体と連携した日本語習得機会の提供</b>  日本語や日本社会の文化などを学ぶ講座等の開催を支援し、日本の生活に慣れるような取組を進めます。
(3)	<b>外国人と地域住民との交流を通じた国際交流の推進</b>  国際交流協会等の関係団体との連携を図りながら地域住民と交流を深め、相互の理解を深めるように努めます。

## 基本目標 4 男女が共に活躍できる環境づくり

### 施策の方向 9

#### 地域における身近な男女共同参画の促進

人口減少社会を迎え、将来にわたって持続可能な地域コミュニティを維持するには、男女が共同で地域活動に参画する気運を醸成し、より豊かな魅力ある地域づくりを進める必要があります。

福祉、環境、防犯、防災、消費者活動等の様々な地域での活動に、多様な人材を登用し、新たな視点や発想を取り入れることが、地域内の活性化につながっていきます。特に地域の担い手である女性が、政策・意思決定の過程から地域活動に参画することにより、地域の細やかなニーズに対応した快適で暮らしやすい地域づくりの取組が期待されています。

男性が中心となって進めてきたこれまでの地域活動を見直し、男女共同参画の視点で、女性自らが高い関心を持ち、地域活動に参画できる環境の整備を進めます。

#### 施策 30 自治会や地域づくり委員会等の地域活動における男女共同参画の促進

##### ●実施事業

(1)	<b>公民館事業との連携による男女共同参画研修会の開催</b>  より豊かで魅力ある地域づくりの活動を、男女共同参画の視点で進めるために、学習の機会を提供します。
(2)	<b>女性リーダーの育成と組織の活性化</b>  自治会・婦人会などの地域団体をはじめ、PTA活動、文化や趣味などのサークル活動、多様なボランティア活動などの担い手となる女性リーダーの育成を図ります。また、各種団体の活性化に向けた取組を行います。
(3)	<b>地域で活動する女性たちのネットワークの構築</b>  地域活動において活動している女性たちのネットワークを構築し、女性同士の交流を図ります。
(4)	<b>地域いきいき講座等による学習機会の提供</b>  女性自らが地域活動に高い関心を持ち、男女がともにまちづくりに参画しやすくなるような学習の場を提供します。

### 施策31 NPO、ボランティア活動の分野における男女共同参画の促進

#### ●実施事業

(1)	<b>NPO、ボランティア活動の情報の収集と提供</b>  市内のNPO等の団体の活動について情報を収集し、ホームページ等に掲載し広報します。
(2)	<b>地域の身近な課題解決に取り組むNPOなどの活動への支援</b>  性別や年齢などに関わらず、身近な地域のNPO、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。
(3)	<b>NPO団体の女性リーダーを養成する研修会の開催</b>  女性の意見が幅広く反映されるようNPO等の市民活動の分野における女性リーダーを養成する研修会を開催します。

### 施策32 観光・環境・防犯等の分野での男女共同参画の促進

#### ●実施事業

(1)	<b>観光分野等における女性の人材育成への支援</b>  地域の活性化を図るため、地域の観光振興や文化などの継承及び伝承について、女性の参画を促すため関係団体に取り組む人材育成を支援します。
(2)	<b>観光、環境、防犯等の分野における連携・協力の促進</b>  観光、環境、防犯等の分野において、個々の関心や経験を活かしながら、様々な分野で連携・協力し合えるような交流を図ります。また、それぞれの分野での男女共同参画を推進します。

### 施策33 防災分野における男女共同参画の推進

#### ●実施事業

(1)	<b>男女共同参画の視点に立った防災計画の策定</b>  防災対策に関する方針決定過程への女性の参画を推進するとともに、地域の絆を深めながら、男女共同参画の視点に立った支え合いによる防災計画を策定します。
(2)	<b>女性の視点を取り入れた災害対策の推進</b>  東日本大震災における様々な経験と教訓を共有し、今後に活かしていくために、女性の視点を取り入れた災害用備蓄物品の整備を進めます。また、多様なニーズを踏まえた避難所の運営体制の整備等を進め、防災対策の拡充を図ります。
(3)	<b>防災に関する会議における女性委員の積極的な登用</b>  政策・方針決定過程の場に女性の参画を拡大します。
(4)	<b>防災活動への男女共同参画の推進</b>  地域コミュニティにおける防災活動分野での男女共同参画を推進します。
(5)	<b>女性消防隊への加入促進</b>  女性消防隊への加入を促進し、防災分野への女性参画を拡大します。

いきいきとした豊かな社会を構築していくためには、男女が共に政策形成及び方針決定過程の場に参画することが重要です。多様な人材の能力活用や様々な視点の導入といった観点からも、女性の積極的な参画を推進していくことが求められています。国の第4次男女共同参画基本計画（平成28年度～平成32年度）においては、「社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を掲げ、幅広い人材の活用に取り組んでいます。

本市の政策・方針決定過程への女性の参画状況は、女性の公募委員が増えてきていますが、男性に比べてまだまだ少ない状況です。本市の第二次計画では、審議会・委員会における女性委員比率の目標値を40%と掲げていましたが、平成26年度末時点の数値は19.6%と目標達成には至っていません。女性の能力を十分に活用することが今後の大きな課題となっています。

女性の登用が進まない実態を調査し、改善に向けた取組方針を定めるとともに、効果的な対策を講じることにより、女性委員登用率の向上に努めて政策・方針決定過程への女性参画の拡大を図ります。

また、これと合わせて女性自らが、政治、経済、社会、文化等のあらゆる領域に参画する意識を高揚させるとともに、女性の能力を十分に活用し、男女が社会の対等な構成員として共に責任を担う社会の構築を目指します。

### 施策34 女性の人材育成と人材情報の活用

#### ●実施事業

(1)	<p><b>女性リーダーを育成するための講座等の開催</b></p> <p>政治、経済、社会等のあらゆる分野における政策・方針決定過程において、男女共同参画が推進されるよう国及び県のほか、関係団体が連携して人材の育成に努めます。</p>
(2)	<p><b>女性の登用を促進するための人材情報収集と活用</b></p> <p>女性の能力を向上開発する研修を修了した女性の人材情報の登録制度を整備し、幅広い人材の登用を効果的に進めます。</p>

### 施策35 審議会等委員への女性の参画推進

#### ●実施事業

(1)	<b>附属機関(審議会・委員会等)における女性委員を積極的に登用</b>  政策・方針決定過程において、女性の視点や意見をより多く反映させるために、審議会・委員会等委員へ女性の登用を積極的に推進し、本市の全ての審議会・委員会等で女性委員の登用を目指します。
(2)	<b>委員公募制の積極的な活用</b>  審議会等の委員は、公募制も採用して男女共同参画を推進します。
(3)	<b>企業・関係団体における女性委員推薦の協力要請</b>  審議会等の委員の選出にあたっては、委員全体の30%※が女性委員となるよう、関係団体等に協力を要請していきます。

※第六次天童市総合計画第5章第2節第3項「男女共同参画社会の推進」には、平成28年度までに女性委員の構成比率40%としていますが、現状を踏まえ、より現実的な数値に見直します。

### 施策36 政策・方針決定の場における女性の参画促進

#### ●実施事業

(1)	<b>企業等に対して男女共同参画の効果に関する情報を提供</b>  県や関係団体等と連携しながら、情報や流行に敏感で女性が企画当初の段階からその政策・方針決定の場に参画できるよう企業等に対して広報し働きかけます。
(2)	<b>女性の登用を推進している企業等の情報の収集及び提供</b>  企業や団体等において、女性がその能力を十分に発揮して、いきいきと輝いている事例を積極的に紹介します。

### 1 庁内推進体制の整備強化

近年の社会経済構造の急速な変化の中で、男女共同参画を取り巻く環境は、大きく変化してきました。その変化に対応するため、第三次計画の施策は広範囲で総合的な分野に及んでいます。こうしたことから、第三次計画に掲げた施策を推進するため、「天童市男女共同参画推進本部」（仮称）を設置し、事業の進捗状況の把握に努めながら、男女共同参画を推進します。

### 2 関係団体と行政との連携

平成13年度に設置された「天童市男女共同参画社会推進委員会（以下、「推進委員会」という。）」等と行政との連携を図り、男女共同参画の推進を効果的に進められるよう取り組みます。特に、推進委員会では、第三次計画に掲げた男女共同参画関連施策に関する幅広い意見を聴取するとともに、男女共同参画を推進する効果的な事業を本市と協働により実施します。

### 3 国、県及び近隣自治体との連携

第三次計画は、男女共同参画社会基本法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）、さらには女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく本市の基本計画であり、国、県との調整を図りながら、効果的な施策の展開を図ります。

また、近隣自治体とも連携しながら広域的な男女共同参画の取組を進めます。

### 4 数値目標の設定

男女共同参画の推進を全庁的な問題として捉え、取組による成果の検証を行うため、第三次計画では指標の数値目標を設定し、指標による評価制度を導入したうえで数値による事業の評価を行います。また、男女共同参画の推進に向けた施策の進行管理を、目標数値の達成状況により把握します。

### 5 進捗状況の公表

男女共同参画の取組についての検証による評価の結果と取組状況については、毎年度公表します。